

令和8年度

丹羽広域事務組合水道水質検査計画



丹羽広域事務組合水道部

## はじめに

安全で安定した水を供給することは、当水道事業をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。現状、当水道事業では水道水の安全性を確保するため、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行っています。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である水道水の安全性、水質検査の透明性等を確保するため、あらかじめ需要者に対して水道水質検査計画を策定し、事前に公表するとともに信頼される水道水を供給していくため、一層の水質管理を行います。

## 目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	自己水源の状況及び愛知県水道用水供給事業からの受水状況	1
4	水質管理において留意すべき事項	1
5	水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点	2
6	臨時の水質検査	3
7	水質検査方法	3
8	水質検査計画及び検査結果の公表方法	3
9	関係者との連携	3

# 《令和8年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画》

## 1 基本方針

丹羽広域事務組合水道部は、上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、別添「令和8年度水道水質検査計画表」に特に留意すべき事項を示します。
- (2) 配水場系統毎の検査項目及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓及び原水とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添「令和8年度水道水質検査計画表」のとおりとします。

## 2 水道事業の概要（令和6年度末現在）

- (1) 水道事業体名 丹羽広域事務組合水道部
- (2) 給水区域 大口町、扶桑町（24.80km<sup>2</sup>）
- (3) 給水人口 58,873人
- (4) 給水戸数 25,359戸
- (5) 普及率 99.93%
- (6) 計画一日最大給水量 20,700m<sup>3</sup>（令和2年度認可値）
- (7) 一人一日最大給水量 344ℓ
- (8) 一人一日平均給水量 313ℓ

## 3 自己水源の状況及び愛知県水道用水供給事業からの受水状況

丹羽広域事務組合水道部の自己水源の状況としては、9か所の井戸で水を汲み、5か所の配水場で地下水を処理し供給しています。

また、愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」）からの受水状況としては、1か所の配水場で受水しており、当水道事業の年間総配水量の約62%を占めています。

### 給水状況

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給水人口	人	59,138	59,133	59,140	59,107	58,873
給水戸数	戸	24,203	24,444	24,817	25,121	25,359
普及率	%	99.84	99.92	99.92	99.92	99.93
総配水量	m <sup>3</sup>	6,927,297	6,980,287	6,724,047	6,723,035	6,734,452
県水受水量	m <sup>3</sup>	4,371,968	4,506,586	4,279,649	4,201,719	4,197,864
一日最大配水量	m <sup>3</sup>	20,442	20,682	20,473	20,047	20,236
一日平均配水量	m <sup>3</sup>	18,979	19,124	18,422	18,369	18,451

### 愛知県営犬山浄水場

- (1) 所在地 愛知県犬山市大字犬山字東洞15
- (2) 施設能力 344,300m<sup>3</sup>/日

## 4 水質管理において留意すべき事項

丹羽広域事務組合水道部の水道水は、水量豊かで清浄な深井戸を水源とする浄水と、愛知県企業庁水質検査計画に基づく水質管理を行った浄水を県営水道より受水し、各需要者に配水しています。水質検査頻度の策定基準となる過去3年間の水質検査結果は、水質基準内の値を維持していますが、水質基準内であっても数値の高い項目については、その傾向や数値の推移を把握するため、当分の間検査頻度を増やして監視を行います。

## 5 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点

### (1) 水質検査を行う項目

#### (ア) 毎日検査項目

水道法施行規則第15条に基づき、色及び濁りと消毒の残留効果の検査を表1のとおり、各配水区域の末端給水栓にて行います。

#### (イ) 水質基準項目

水道法施行規則第15条に基づき、表2-1から表2-6までのとおり、各配水区域の末端給水栓にて水質検査を行います。濁りをはじめとした9項目の検査を毎月1回、消毒副生成物とされる12項目及び監視すべき項目を3か月に1回、52項目全ての検査を1年に1回実施します。

なお、硝酸亜硝酸については、基準値の50%を超過している柏森北部及び柏森南部配水場を毎月検査としていましたが、長期的な監視の結果、検出される値が減少傾向であるため、検査頻度を規程通り1年に4回とします。

また、令和8年度から水質基準項目となるPFOS及びPFOAについては、当組合独自の判断として基準値内であっても、原水において0.000035mg/Lを超えた場合は、濃度低減化措置を図りつつ、原水、給水栓共に毎月検査を実施し監視を強化します。

#### (ウ) 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、表3-1、3-2のとおり井戸水として検出する恐れがある17項目を原水及び末端給水栓にて年1回実施します。(令和8年度は扶桑北部第1水源系統にて実施)

#### (エ) クリプトスポリジウム対策項目

「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に基づき、指標菌の検査を3か月に1回実施します(表4)。

#### (オ) その他の項目

「愛知県水道水質検査等実施要領」に基づき、すべての井戸の原水にて年1回の検査を実施するほか、原水及び給水栓の経過監視項目について検査を行います(表2-1から表2-6まで)。

### (2) 採水地点(各配水区域の原水及び末端給水栓)

No.	名称	原水及び給水栓水採水場所	
1	河北配水場	給水栓	大口町堀尾跡一丁目58-1(大口南部配水場)
2	大口北部配水場	原水	大口町下小口三丁目95(大口北部水源)
		給水栓	大口町下小口四丁目230-3(天神パーク)
3	大口南部配水場	原水	大口町堀尾跡一丁目58-1(大口南部水源)
		給水栓	大口町大御堂一丁目125(大御堂児童遊園)
4	柏森北部配水場	原水	扶桑町大字柏森字甲寺裏47-1(柏森北部水源)
			扶桑町大字柏森字中屋敷163-5(柏森東部水源)
			扶桑町大字柏森字辻田367-1(斎藤水源)
		給水栓	扶桑町大字斎藤字山神102(斎藤学習等供用施設)
5	柏森南部配水場	原水	扶桑町大字柏森字西前296(柏森南部第1水源)
			扶桑町大字柏森字西前193(柏森南部第2水源)
		給水栓	扶桑町大字斎藤字旭414(斎藤南児童遊園)
6	扶桑北部配水場	原水	扶桑町大字南山名字本郷180(扶桑北部第1水源)
			扶桑町大字南山名字本郷180(扶桑北部第2水源)
		給水栓	扶桑町大字高雄字下野59(下野児童遊園)

(3) 常時監視について

浄水の残留塩素及び原水の濁度については下記の地点で自動計測器により常時監視をしています。

(ア) 残留塩素（浄水）

河北配水場、大口北部配水場、大口南部配水場、  
柏森北部配水場、柏森南部配水場、扶桑北部配水場

(イ) 濁度（原水）

大口北部水源、大口南部水源、柏森北部水源、柏森東部水源、斉藤水源、  
柏森南部第1水源、柏森南部第2水源、扶桑北部第1水源、扶桑北部第2水源

## 6 臨時の水質検査

次の事例が認められる時は臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- (2) 配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又はその恐れがあるとき。
- (3) その他、特に必要があると認められるとき。

## 7 水質検査方法

水質検査は、公益社団法人日本水道協会の水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）の認定を取得し、「環境省水道水質検査精度管理のための統一試料調査」において測定精度が良好と判定された（「第1群」に評価された）検査機関に委託します。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法）で実施します。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表方法

- (1) 水道水質検査計画の公表  
水道水質検査計画は毎年度策定し、ホームページに掲載します。
- (2) 水質検査結果の公表  
水道水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、ホームページと広報に掲載します。

## 9 関係者との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携は極めて重要です。

- (1) 国等との連携  
国、愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力を行うとともに、安全管理に関する情報提供について情報の収集を図ります。
- (2) 県営水道との連携  
丹羽広域事務組合水道部の水道水の約62%が県営水道から受水した水を水源としています。そのため、県営水道と連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

【全配水場】

項目 No.	水質検査項目	基準値	給水栓	
			検査頻度	検査計画頻度 (回/年)
1	色	異常でないこと	毎日	365
2	濁り	異常でないこと		365
3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上		365

【河北配水場】

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	省略できない項目である。		
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可		4	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.26			省略可能		1	(※2)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.11			省略可能		1	(※1)
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02未満	省略可能	1	(※2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満		1				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満		1				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満		1				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満		1				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満		1				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満		1				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l以下	-		省略可能		1	(※3)	
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	省略不可	1	(※2)			
22	塩素酸	0.6mg/l以下	0.07		4	省略できない項目である。			
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4				
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.018		4				
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4				
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001		4				
27	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4				
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.023		4				
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.013		4				
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.005		4				
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4				
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満		4				
33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満	省略可能	1		(※2)		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.03		1	(※1)			
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満		1	(※2)			
36	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.002		1				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.4		1				
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005		1				
39	塩化物イオン	200mg/l以下	8.5	月1回	省略不可	12	省略できない項目である。		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	19	年4回	省略可能	1	(※2)		
41	蒸発残留物	500mg/l以下	52			1	(※1)		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	(※2)		
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000002	発生時期 に月1回	発生時期 に月1回	1	原水の状況より藻類の影響を受けにくいと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期 に月1回	発生時期 に月1回	1			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	(※2)		
46	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1			
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.8	月1回	省略不可	12	省略できない項目である。		
48	pH値	5.8以上8.6以下	7.4			12			
49	味	異常なし	異常なし			12			
50	臭気	異常なし	異常なし			12			
51	色度	5度以下	0.5未満			12			
52	濁度	2度以下	0.1未満			12			
備考	<p>水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※1)</li> <li>・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2)</li> <li>・全量受水であり過去3年間における当該事項について、受水元での検査結果が、基準値の1/10以下であるとき、かつ自ら検査をした結果、送配水施設内で濃度が上昇しないことを確認できた場合は、検査を省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※3)</li> </ul>								

【大口北部配水場】

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓		原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画 頻度 (回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12	4	省略できない項目である。 原水において指標菌検査を3か月毎に検査する(レベル2)。		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.5			省略可能	1		1	(※1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.1				1		1	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02	1	1		(※2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	0.000048	12	12			原水において高い値を検出している為、毎月検査する。		
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1	(※2)				
22	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	省略不可	4	-		省略できない項目である。		
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4	-				
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005		4	-				
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-				
27	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4	-				
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.007		4	-				
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.005		4	-				
30	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002		4	-				
31	プロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4	-				
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-					
33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満	省略可能	1	1	(※2)			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1	1				
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満		1	1				
36	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.015		1	1				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9.1		1	1				
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1				
39	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	53	年4回	省略可能	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
41	蒸発残留物	500mg/l以下	150			4	1			
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1		(※2)	
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期 に月1回	発生時期 に月1回	1	1	原水の状況より藻類の影響を受けにくいため、年1回検査する。		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1			
46	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1			
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
48	pH値	5.8以上8.6以下	6.5			12	1			
49	味	異常なし	異常なし			12	-			
50	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
51	色度	5度以下	0.5未満			12	1			
52	濁度	2度以下	0.1未満			12	1			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※1) ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2)									

【大口南部配水場】

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓		原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画 頻度 (回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12	4	省略できない項目である。 原水において指標菌検査を3か月毎に検査する(レベル2)。		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.9			省略可能	1		1	(※1)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08				1		1	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1		(※2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1					
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	0.000018	4	1			過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1	(※2)				
22	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06	省略不可	4	-		省略できない項目である。		
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4	-				
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001		4	-				
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-				
27	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4	-				
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001		4	-				
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
30	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-				
31	プロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4	-				
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-					
33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.006	省略可能	1	1	(※2)			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1	1				
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01		1	1				
36	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.009		1	1				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	27		1	1		(※1)		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1		(※2)		
39	塩化物イオン	200mg/l以下	38	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	53	年4回	省略可能	1	1	(※1)		
41	蒸発残留物	500mg/l以下	180			4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	(※2)		
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生時期に月1回	1	1	原水の状況より藻類の影響を受けにくいため、年1回検査する。		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1			
46	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1			
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
48	pH値	5.8以上8.6以下	6.5			12	1			
49	味	異常なし	異常なし			12	-			
50	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
51	色度	5度以下	0.5未満			12	1			
52	濁度	2度以下	0.1未満			12	1			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※1) ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2)									

【柏森北部配水場】

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓		原水			設定理由等			
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画頻度 (回/年)						
						柏森北部 水源	柏森東部 水源	齊藤 水源				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。		
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12	4	4	4	省略できない項目である。 原水において指標菌検査を3か月毎に検査する(レベル2)。		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1	1			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1	1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1	1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4	1	1		1	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	6.4			省略可能	4	4	4		4	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.11				1	1	1		1	(※1)
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1		1	1	(※2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1		1	1				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1		1	1				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1		1	1				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	1	1		1	1				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1		1	1				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1		1	1				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	0.000023	4	1		1	1		過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1	1	1	(※2)				
22	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	省略不可	4	-	-	-		省略できない項目である。		
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4	-	-	-				
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満		4	-	-	-				
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-	-	-				
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-	-	-				
27	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4	-	-	-				
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-	-	-				
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-	-	-				
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満		4	-	-	-				
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4	-	-	-				
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-	-	-					
33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.01	省略可能	1	1	1	1	(※2)			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1	1	1	1				
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満		1	1	1	1				
36	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.019		1	1	1	1				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13		1	1	1	1				
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1	1	1				
39	塩化物イオン	200mg/l以下	10	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	68	年4回	省略可能	4	1	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
41	蒸発残留物	500mg/l以下	190			4	1	1	1			
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	1	1		(※2)	
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生時期に月1回	1	1	1	1	原水の状況より藻類の影響を受けにくいため、年1回検査する。		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生時期に月1回	1	1	1	1			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	1	1	(※2)		
46	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	1	1			
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3未満			1	1	1	1			
48	pH値	5.8以上8.6以下	6.7	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。		
49	味	異常なし	異常なし			12	-	-	-			
50	臭気	異常なし	異常なし			12	1	1	1			
51	色度	5度以下	0.5未満			12	1	1	1			
52	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	1	1			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※1) ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2)											

【柏森南部配水場】

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				
							柏森南部 第1水源	柏森南部 第2水源			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。		
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12	4	4	省略できない項目である。 原水において指標菌検査を3か月毎に検査する(レベル2)。		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	1	(**2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4	1		1	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	6.2			省略可能	4	4		4	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.1				1	1		1	(**1)
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1		1	(**2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1		1				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1		1				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1		1				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	1	1		1				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1		1				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1		1				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	0.000028	4	1		1		過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	1	1	1	(**2)				
22	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	省略不可	4	-	-		省略できない項目である。		
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満		4	-	-				
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満		4	-	-				
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-	-				
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-	-				
27	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満		4	-	-				
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満		4	-	-				
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満		4	-	-				
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満		4	-	-				
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満		4	-	-				
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-	-					
33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005	省略可能	1	1	1	(**2)			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満		1	1	1				
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満		1	1	1				
36	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.009		1	1	1				
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13		1	1	1				
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満		1	1	1				
39	塩化物イオン	200mg/l以下	10	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	67	年4回	省略可能	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
41	蒸発残留物	500mg/l以下	190			4	1	1			
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	1		(**2)	
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期 に月1回	発生時期 に月1回	1	1	1	原水の状況より藻類の影響を受けにくい為、年1回検査する。		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	1			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	1	(**2)		
46	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	1			
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3未満			月1回	省略不可	12		1	1
48	pH値	5.8以上8.6以下	6.5	12	1			1			
49	味	異常なし	異常なし	12	-			-			
50	臭気	異常なし	異常なし	12	1			1			
51	色度	5度以下	0.5未満	12	1			1			
52	濁度	2度以下	0.1未満	12	1			1			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (**1) ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (**2)										

【扶桑北部配水場】

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				
							扶桑北部 第1水源	扶桑北部 第2水源			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。		
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12	4	4	省略できない項目である。 原水において指標菌検査を3か月毎に検査する(レベル2)。		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	1	(**2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満			省略不可	4	1		1	省略できない項目である。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	3.1			省略可能	4	1		1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.11				1	1		1	(**1)
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1		1	(**2)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	1	1		1				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	1	1		1				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	1	1		1				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	省略不可	省略可能		1	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満				1	1	1		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満				1	1	1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下	0.000014				4	1	1		
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	1	1	(**2)		
22	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満			4	-	-	省略できない項目である。		
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4	-	-			
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001未満			4	-	-			
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満			4	-	-			
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満			4	-	-			
27	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	4	-	-					
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001未満	4	-	-					
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	4	-	-					
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001未満	4	-	-					
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	4	-	-					
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満	4	-	-					
33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005未満	省略可能	省略可能	1	1	1	(**2)		
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	1			
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満			1	1	1			
36	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.007			1	1	1			
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11			1	1	1			
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	1	1			
39	塩化物イオン	200mg/l以下	9.1	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	64	年4回	省略可能	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略せず実施する。		
41	蒸発残留物	500mg/l以下	150			4	1	1			
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	1	1		(**2)	
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	発生時期 に月1回	発生時期 に月1回	1	1	1	原水の状況より藻類の影響を受けにくい為、年1回検査する。		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満			1	1	1			
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	1	(**2)		
46	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	1	1			
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3未満			月1回	省略不可	12		1	1
48	pH値	5.8以上8.6以下	6.9	12	1			1			
49	味	異常なし	異常なし	12	-			-			
50	臭気	異常なし	異常なし	12	1			1			
51	色度	5度以下	0.5未満	12	1			1			
52	濁度	2度以下	0.1未満	12	1			1			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (**1) ・過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (**2)										

【扶桑北部配水場－扶桑北部第1水源】

項目 No.	水質管理目標設定項目	目標値	検査計画頻度 (回/年)		省略理由等
		(mg/L)	原水	給水栓	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1	-	原水の状況を確認する項目
2	ウラン及びその化合物	0.002	1	-	〃
3	ニッケル及びその化合物	0.02	-	1	給水管等の状況を確認する項目
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1	-	原水の状況を確認する項目
8	トルエン	0.4	1	-	〃
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	1	-	〃
10	亜塩素酸	0.6	-	-	二酸化塩素を使用していないため削除
12	二酸化塩素	0.6	-	-	〃
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	-	1	給水栓で測定する消毒副生成物
14	砲水クロラール	0.02	-	1	〃
15	農薬類 【表3-2】	検出値と目標値の比の和として1以下	1	-	原水の状況を確認する項目
16	残留塩素	1	-	-	毎日検査で測定しているため削除
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	-	-	基準項目で測定しているため削除
18	マンガン及びその化合物	0.01	-	-	〃
19	遊離炭酸	20	1	-	原水の状況を確認する項目
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1	-	〃
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	1	-	〃
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1	-	TOCとの相関を確認するための項目
23	臭気強度(TON)	3	-	1	使用する薬品や資機材の状況を確認する項目
24	蒸発残留物	30~200	-	-	基準項目で測定しているため削除
25	濁度	1	-	-	〃
26	pH値	7.5程度	-	-	〃
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	-	原水の状況を確認する項目
28	従属栄養細菌	2000 [cfu/ml]	-	1	給水栓で測定する項目
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	-	原水の状況を確認する項目
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	-	-	基準項目で測定しているため削除

※ No.4、No.6、No.7、No.11、No.31は項目から削除され欠番

【扶桑北部配水場一扶桑北部第1水源】

No.	農業検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	1
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	1
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	1
4	EPN	0.004	1
5	MCPA	0.005	1
6	アシュラム	0.9	1
7	アセフェート	0.006	1
8	アトラジン	0.01	1
9	アニロホス	0.003	1
10	アミトラズ	0.006	1
11	アラクロール	0.03	1
12	イソキサチオン	0.005	1
13	イソフェンホス	0.001	1
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	1
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	1
16	イブフェンカルバゾン	0.002	1
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	1
18	イミノクタジン	0.006	1
19	インダノファン	0.009	1
20	エスプロカルブ	0.03	1
21	エトフェンブロックス	0.08	1
22	エンドスルファン(エンドスルフェート、ベンゾエピソ)	0.01	1
23	オキサジクロメホン	0.02	1
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	1
25	オリサストロピン	0.1	1
26	カズサホス	0.0006	1
27	カフェンストロール	0.008	1
28	カルタップ	0.08	1
29	カルバリル(NAC)	0.02	1
30	カルボフラン	0.0003	1
31	キノクラミン(ACN)	0.005	1
32	キャプタン	0.3	1
33	クミルロン	0.03	1
34	グリホサート	2	1
35	グルホシネート	0.02	1
36	クロメプロップ	0.02	1
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	1
38	クロルピリホス	0.003	1
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	1
40	シアナジン	0.001	1
41	シアノホス(CYAP)	0.003	1
42	ジウロン(DCMU)	0.02	1
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	1
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	1
45	ジクワット	0.01	1
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	1
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	1
48	ジチオビル	0.009	1
49	シハロホップブチル	0.006	1
50	シマジン(CAT)	0.003	1
51	ジメタメトリン	0.02	1
52	ジメトエート	0.05	1
53	シメトリン	0.03	1
54	ダイアジノン	0.003	1
55	ダイムロン	0.8	1
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	1
57	チアジニル	0.1	1
58	チウラム	0.02	1
59	チオジカルブ	0.08	1
60	チオファネートメチル	0.3	1
61	チオベンカルブ	0.02	1
62	テフリルトリオン	0.002	1
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	1

No.	農業検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度
64	トリクロピル	0.006	1
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	1
66	トリシクラゾール	0.1	1
67	トリフルラリン	0.06	1
68	ナプロパミド	0.03	1
69	パラコート	0.005	1
70	ピペロホス	0.0009	1
71	ピラクロニル	0.01	1
72	ピラゾキシフェン	0.004	1
73	ピラジリネート(ピラゾレート)	0.02	1
74	ピリダフェンチオン	0.002	1
75	ピリブチカルブ	0.02	1
76	ピロキロン	0.05	1
77	フィプロニル	0.0005	1
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	1
80	フェリムゾン	0.05	1
81	フェンチオン(MPP)	0.006	1
82	フェントエート(PAP)	0.007	1
83	フェントラザミド	0.01	1
84	フサライド	0.1	1
85	ブタクロール	0.03	1
86	ブタミホス	0.02	1
87	ブプロフェジン	0.02	1
88	フルアジナム	0.03	1
89	プレチラクロール	0.05	1
90	プロシミドン	0.09	1
91	プロチオホス	0.007	1
92	プロビコナゾール	0.05	1
93	プロビザミド	0.05	1
94	プロベナゾール	0.03	1
95	プロモブチド	0.1	1
96	ベノミル	0.02	1
97	ベンシクロン	0.1	1
98	ベンゾピシクロン	0.09	1
99	ベンゾフェナップ	0.005	1
100	ベンタゾン	0.2	1
101	ベンディメタリン	0.3	1
102	ベンフラカルブ	0.02	1
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	1
104	ベンフレセート	0.07	1
105	ホスチアゼート	0.005	1
106	マラチオン(マラソン)	0.7	1
107	メコプロップ(MCPP)	0.05	1
108	メソミル	0.03	1
109	メタラキシル	0.2	1
110	メチダチオン(DMTP)	0.004	1
111	メトミノストロピン	0.04	1
112	メトリブジン	0.03	1
113	メフェナセツト	0.02	1
114	メプロニル	0.1	1
115	モリネート	0.005	1

令和8年度水道水質検査計画表

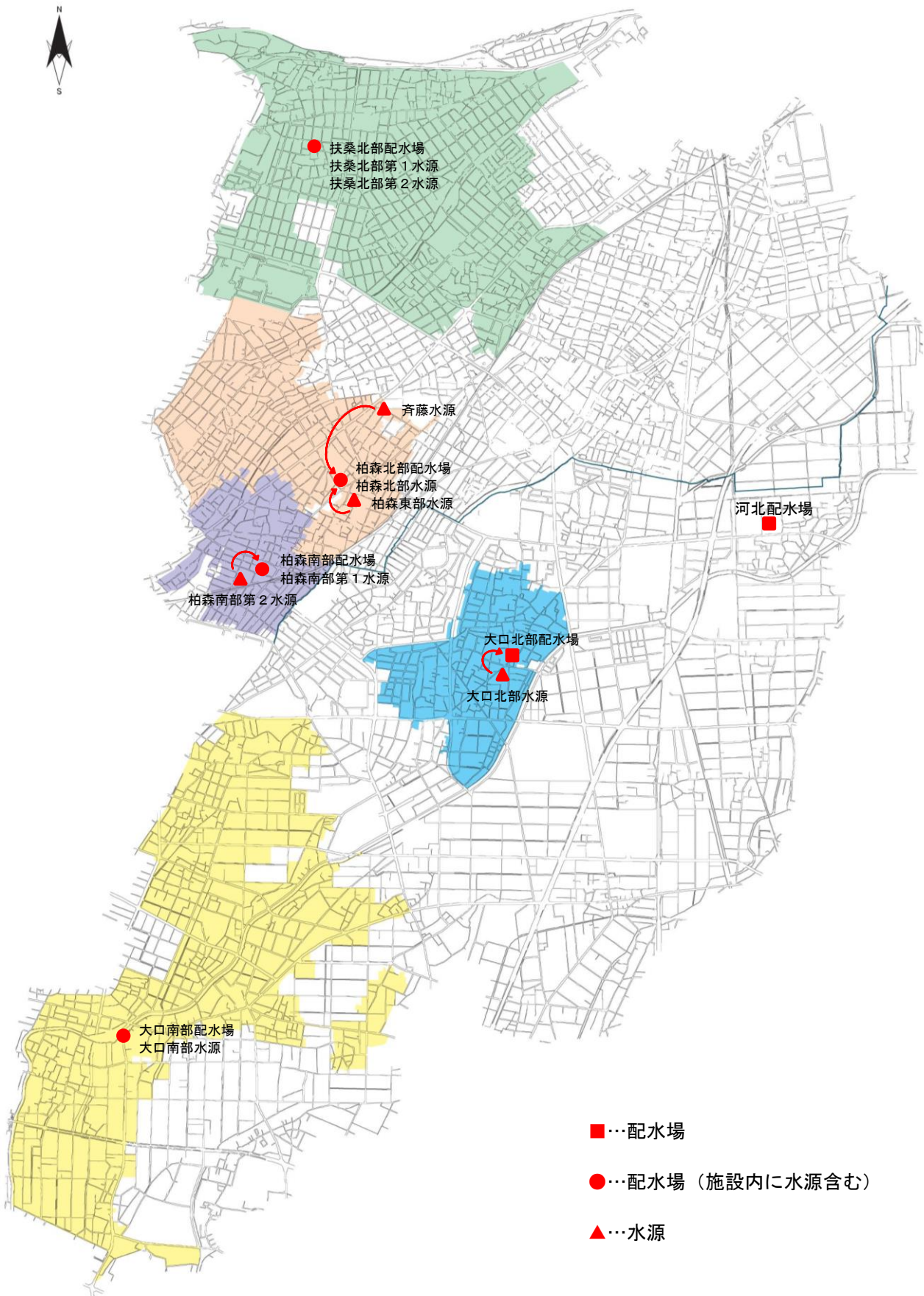
表4

クリプトスポリジウム対策項目

項目 No.	水質検査項目	原水	備考
		検査計画頻度 (回/年)	
		大口北部水源、大口南部水源、 柏森北部水源、柏森東部水源、齊藤水源、 柏森南部第1水源、柏森南部第2水源、 扶桑北部第1水源、扶桑北部第2水源	
1	大腸菌	4	1回は原水全項目検査を兼ねる。
2	嫌気性芽胞菌	4	〃
備考			

# 配水区域図

令和8年2月現在



(令和8年度)水道水質検査年次計画表・総括表

番号	浄水場 (送配水場) 系統名	系統内現 在給水人 口(千人)	毎日 検査 地点数	基準項目検査地点 (水道水)				(原 水)		備 考
				番号	区 分	名 称	所 在 地	水源数	地点数	
1	河北配水場	34.1	1		毎月・全項目	大口南部配水場	大口町堀尾跡一丁目58-1	0	0	
2	大口北部配水場	3.7	1		毎月・全項目	天神パーク	大口町下小口四丁目230-3	1	1	大口北部水源 (原水)
3	大口南部配水場	4.0	1		毎月・全項目	大御堂児童遊園	大口町大御堂一丁目125	1	1	大口南部水源 (原水)
4	柏森北部配水場	5.7	1		毎月・全項目	斎藤学習等供用施設	扶桑町大字斎藤字山神102	3	3	柏森北部水源 (原水)
5										柏森東部水源 (原水)
6										斎藤水源 (原水)
7	柏森南部配水場	3.2	1		毎月・全項目	斎藤南児童遊園	扶桑町大字斎藤字旭414	2	2	柏森南部第1水源 (原水)
8										柏森南部第2水源 (原水)
9	扶桑北部配水場	8.2	1		毎月・全項目	下野児童遊園	扶桑町大字高雄字下野59	2	2	扶桑北部第1水源 (原水) 水質管理目標設定項目
10										扶桑北部第2水源 (原水)
合計		58.9	6					9	9	

※ 詳細については、配水場別水質検査表のとおり。